



教えて!行政書士のしごと Q&A

第8回 飲食店営業 許可申請

相続や自動車登録手続などの暮らしに関することから、外国人雇用関係や法人手続などビジネスに関することまで、多岐にわたる行政書士の仕事。今回は、「飲食店営業許可申請」について、そのポイントや相談の多い事例などをQ&A方式でお答えします。

Q1 飲食店営業許可申請って、どんな手続きですか？

A カフェやレストラン、食堂、居酒屋など一般的な飲食店を始める際に必要な手続きが、「飲食店営業許可申請」です。これは、食中毒などの防止を目的とした食品衛生法に基づく営業許可で、手続きには、管轄する保健所への申請が必要です。この申請手続きは、①食品衛生責任者が記載された申請書類、②厨房設備などの配置がわかる店舗図面が必要ですが、地域や業態によって様式や提出書類の内容に若干の違いがあり、現場調査でのやり取りも必要になるので、行政書士へ一度ご相談ください。



Q2 飲食店営業許可申請以外に必要な手続きはありますか？

A 飲食店を開業するにあたり、クラブ、バーなど、深夜を過ぎてからもお酒を出す場合は「深夜酒類提供飲食店営業開始届出」、スナック、ラウンジなど店内でお酌や会話などの接待をする場合は「風俗営業許可申請」が飲食店営業許可申請以外の手続きとして別途必要になります。これらの手続きは書類提出の窓口が管轄する警察署になり、飲食店営業許可申請とは提出資料も手続きのやり取りも異なります。時間がかかるケースもありますので、専門家に頼むほうがより安心です。



Q3 許可申請に関する、最近の傾向は？

A 最近、これまでに比べてだんだんチェックが厳しくなっています。飲食店は、お客様が喜ぶようなおいしい料理や飲み物などを提供しなければなりません。その前に、お客様の安全を守る必要があります。近年は特に、食の安心・安全が叫ばれていますので、その観点からも衛生面や防災、防犯に配慮しなければなりません。食品の衛生に対する観念や基準は時代とともに変化し、それにつれて法律や条例も変わります。そのためにも、経験豊富な行政書士のアドバイスがお役に立てるのではないのでしょうか。

● 次回の「教えて!行政書士のしごと」第9回は「契約書」についてご説明いたします。